令和８年度 第３回
男女共同参画審議会
資料８

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内 容	対 応
1	P2、19	○序章 第６次計画の概要／第2章 ４ 施策の体系 「体裁が違うだけで内容的にほとんど同じものが掲載されており、工夫が必要ではないか。	「序章」については、市民が計画をすべて読まなくても全体内容を一目で把握できるよう、第 ６ 次計画から新たに作成したページです。「第2章 ４ 施策の体系」については、計画の一部として施策体系を図示したページであり、内容的には同様のものではありますが、それぞれ掲載目的が異なるものとして掲載しております。 ただし、二次案 P.2 の冒頭に記載していた、「「第5次八戸市男女共同参画基本計画」策定から5年が経過し、当市を取り巻く状況が変化しているため、状況に即した見直しを図り、「第6次計画」を策定します。」の部分は、計画の全体内容を示すものではないため削除します。
2	P.4 ・15 行目	○第1章 1 計画の策定に当たって (1) 国・県の動き 「ウェルビーイング」という言葉の定義も脚注に示してはどうか。	脚注を追加しました。
3	P.11、12	○第2章 1 アンケート結果から見える八戸市の現状 (2) 市民の固定的性別役割分担意識 アンケート調査結果では若年層ほど固定的性別役割分担への反対が多い一方、多様な性への理解も比較的進んでいることが示されている。今後は、SNS、高校・大学との連携、若者が主体となる啓発活動などを取り入れることも、今後の施策として期待できると思う。	今後の取組の参考とさせていただきます。

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内　容	対　応
4	P.21 ・11 行目、 P.22	○第3章 基本目標Ⅰ ＜現状と課題＞ 本文は男性育休取得率「17.8%」を課題としているが、KPIは基準値84.6%の市職員のみである。民間の実態を示す数字は指標に反映されていないのか。	「17.8%」は当市が5年に一度実施する事業者アンケートによる数値で、市内 300 事業者を抽出し、うち回答のあった事業者による数値となります。取得率が低いという課題は把握できるものの、毎年の進捗評価ができないこと、また、当該数値が市の取組による成果であるかを判別できないことから、市の取組による成果と結び付きやすい「市男性職員の育児休業取得率」を KPI としております。 民間の実態を把握するため、引き続き、5年後に再度事業者アンケートを行い、動向を確認してまいります。
5	P.22、36	○第3章 基本目標Ⅰ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 「審議会等の男女構成比率における少ない方の割合」で、「審議会等」としているが、「等」には何が入るのか。範囲があいまいになってしまうので「附属機関」に限定した方が良いのではないか。 登載事業(案)№24「附属機関などの委員の男女構成比率に偏りがない登用」、№25「附属機関などの委員の公募の充実」では、「附属機関など」になっているが、同様の理由で「など」は削除するべきではないか。	地方自治法上の「附属機関」の委員について男女構成比率に偏りのない登用を求めており、その名称は「審議会」や「委員会」など幅があることから「等」としていたところです。御指摘のとおり、範囲があいまいになることから、計画本文、登載事業(案)(№24、25)とも、「附属機関」に修正いたします。 ＜参考(修正前)＞ №24　附属機関などの委員の男女構成比率に偏りがない登用 №25　附属機関などの委員の公募の充実
6	P.22、36	○第3章 基本目標Ⅰ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 市職員の管理職に占める女性割合の基準値が、P.22 では 20.5%、P.36 では 18.8%となっているが、この違いはなぜか。	記載誤りであり、20.5%が正しい数値となります。

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内　容	対　応
7	P.22、36	○第3章 基本目標Ⅰ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 女性のキャリア形成支援を「女性の経済的自立に向けた環境整備」に位置付けており、その中で、女性チャレンジ講座受講生満足度をKPIとしているが、講座を受講した方のその後の就職や昇進、起業、地域活動への参画など、終了後の状況や行動変化を把握し、講座の成果として評価する仕組みも検討してはどうか。	就労、昇進、起業や地域活動への参画といった行動変化は、個人の置かれた職場環境や家庭状況など外部要因にも大きく左右され、女性チャレンジ講座単体の成果として客観的に測定・評価することが難しいと考えられることから、現時点では、受講者全体の追跡・把握等は行っておりませんが、今後、アンケート調査により、受講生のその後の活躍を把握し、発信していきたいと考えております。 なお、女性チャレンジ講座の進め方については、現在見直しを考えており、いただいた御意見を踏まえ検討してまいります。
8	P.26 ・14 行目	○第3章 基本目標Ⅱ ＜現状と課題＞ 「ジェンダーアイデンティティ」という言葉の定義も脚注に示してはどうか。	複数回記載のある言葉については、初出ページに脚注を掲載しており、「ジェンダーアイデンティティ」については、P.14 下部に掲載しております。
9	P.27、36	○第3章 基本目標Ⅱ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 「女性がん検診の受診率」 国保加入者の数値を掲示していると聞いたが、その旨を記載したほうが良いのではないか。職場での検診(協会けんぽ)、個人での検診を加味すると本来は、もっと数値は良いはずだが、難しいということは理解している。	当該ページに、指標の定義として、「市で実施しているがん検診における「乳がん」と「子宮頸がん」の受診率」である旨を記載いたしました。
10	P.27、36	○第3章 基本目標Ⅱ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 認知症サポーター数(累計)、生活困窮者対象の就労支援による就労者数、自主防災組織の活動カバー率については、男女共同参画との関連性が薄いため、重要評価指標とするには無理があるのではないか。	当該KPIは、それぞれ、①認知症サポーターの増加による「女性を含む高齢者への理解促進」、②生活困窮者への就労支援による「母子家庭等におけるジェンダーに起因する貧困からの脱却と経済的自立」、③自主防災組織の強化による「災害時における女性や要配慮者の尊厳と安全の確保」を目指す男女共同参画上必要な施策に関するものであり、「基本目標Ⅱ　すべての人の人権と尊厳が守られ健康で安全安心に生活できる社会」を実現するための重要なKPIとして、引き続き位置付けたいと考えております。

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内　容	対　応
11	P.27、36	○第3章 基本目標Ⅱ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 基本目標Ⅱでは、「性別に起因するあらゆる暴力の防止」を重要な施策として掲げているが、この分野には直接的な KPI が設定されていないように見受けられる。相談件数については、増減だけで取組の成果を判断することが難しい指標だと思うが、相談窓口の認知度や、相談した方が必要な支援につながった割合、関係機関の研修実施状況など、支援の届きやすさを確認する視点も大切ではないかと考える。この分野の取組の成果を、今後どのような指標や方法で把握し、評価していく考えなのか。	相談員の資質向上に関する KPI として、「DV 相談等対応職員を対象とする講習の受講者数」を新たに設定いたします。 ※基準値(R7)22 人　目標値(R13)30 人
12	P.29	○第3章 基本目標Ⅱ Ⅱ-3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重 Ⅱ-3 は「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」となっているが、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重は関連しているものではなく全く別ものなので、分けた方が良いのではないか。	国籍の違い、障がいの有無、性的マイノリティであることなど、様々な属性を理由とした社会的な困難を抱えている場合、偏見や差別によって、更に複合的な困難を抱えるおそれがあります。多様性を尊重する環境を作ること自体が、貧困等生活上の困難を抱えるリスクを減らすことにつながると考えられることから、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性の尊重」を同一の基本方向にまとめております。

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内　容	対　応
13	P.29 ・18 行目	○第3章 基本目標Ⅱ Ⅱ-3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重 (2) 多様な人々への理解の促進 障がいの有無を含む多様性への理解促進が明確に位置付けられていることは大変重要だと考える。一方、今後は情報発信や啓発に加えて、障がい当事者との対話や交流、体験型学習など、当事者が参画する取組をより明確に位置付けてもよいのではないか。 例えば、八戸盲学校の「愛アイライブラリー」をはじめ、特別支援学校等では地域に開かれた様々な活動が行われている。こうした既存の地域資源と市が連携し、当事者・市民・教育機関等が協働する取組を第 6 次計画の中で推進していくことについて、どのように考えているか。	相互理解を深める上で、当事者・市民・教育機関等が協働する取組は有効であると考えますが、担当課においては、「当事者参加型、地域連携型をはじめ、他都市の事例を参考に今後研究していきたい」とのことであり、計画への明確な位置付けは、その方向性が明らかになった段階で検討してまいります。
14	P.30 ・5 行目	○第3章 基本目標Ⅱ Ⅱ-4 地域防災における男女共同参画の推進 (1) 地域防災における男女共同参画の推進 「多様な人々に配慮した防災体制や避難所運営」が示されているが、障がい者、高齢者、外国人、子育て世帯等を単に「配慮の対象」とするだけでなく、防災計画や避難所運営、防災訓練等の検討段階から当事者が参画することも重要ではないか。バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から、当事者参加による避難所や避難経路の点検、情報保障の検証などを取り入れることについて、どのように考えているか。	防災計画や避難所運営、防災訓練等の検討段階から当事者に参画いただくことは、それぞれの実効性を高める点から重要であり、当事者参加による避難所運営訓練などについて、一部実施しており、今後もさらに機会をとらえて実施していきたいと考えております。 ＜参考情報＞当事者参加の例 ・R6 湊地区　　知的障がい、発達障がい者 ・R7 江陽地区　外国人 ・R8 白銀地区　聴覚障がい者

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内　容	対　応
15	P.30 ・6 行目	○第3章 基本目標Ⅱ Ⅱ-4 地域防災における男女共同参画の推進 (1) 地域防災における男女共同参画の推進 令和7年 9 月現在八戸市防災会議の委員名簿をみると女性委員が 1 名だが、「その他の公共団体」から女性委員を推薦してもらう働き掛けはできないのか。	毎年度初めに、防災会議委員を推薦している団体に対して、委員の異動確認とともに、新たに委員を推薦する場合は、「女性の活躍推進に向けて、附属機関における女性委員の登用の拡大に努めており、可能な範囲で積極的に女性委員候補者を推薦するよう」働き掛けているところです。 「防災会議委員に占める女性の割合」は第5次計画でも KPI としており、R8.7.31 現在 2.8%でしたが、当該働きかけにより新たに女性委員の推薦があり、R8.8.21 現在では 5.7%に上昇しております。
16	P.30 ・7 行目	○第3章 基本目標Ⅱ Ⅱ-4 地域防災における男女共同参画の推進 (1) 地域防災における男女共同参画の推進 「地域防災における男女共同参画の推進」に関しては、「多様な」という文言を追加したことが良く、今後は、「妊産婦や乳幼児、障がい者、外国人、高齢者等」に関する、八戸市らしい具体例を示すことができればと思う。	今後の取組の参考とさせていただきます。
17	P.31 ・21 行目	○第3章 基本目標Ⅲ ＜現状と課題＞ 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消と解消すべきことが単純な並列になっている部分について、「固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念」までは「解消」で良いと思いますが、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、文字どおり無意識に生じる認知上の偏りなので、「完全になくす」ことを意味する「解消」よりも、「気づきを促す」「理解を深める」「影響を低減する」といった方が概念的には正確ではないか。	次のとおり修正します。 (修正前) あわせて、すべての世代において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消し、男女共同参画に向けた市民の意識を醸成する必要があります。 (修正後) あわせて、すべての世代において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念の解消を図るとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきと変容を促し、男女共同参画に向けた市民の意識を醸成する必要があります。

第6次八戸市男女共同参画基本計画(二次案・原案)に関する意見等への対応一覧表

No.	頁・行数	内　容	対　応
18	P.32、36	○第3章 基本目標Ⅲ ＜重要業績評価指標(KPI)＞ ／計画本文末尾〈参考〉重要業績評価指標(KPI)一覧 KPI 一覧に関して、「「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定する考え方に反対する人の割合」「社会全体において「男女が平等」と思う人の割合」の内容が追加されて良いと思った。計画では毎年度の進捗管理を行うことになってるが、実施した事業数だけではなく、市民の意識や行動の変化が分かる成果指標も重視すると、計画の効果が見えやすくなると感じた。	今後の取組の参考とさせていただきます。
19	P.34 ・2 行目	○第3章 基本目標Ⅲ Ⅲ-1 地域における男女共同参画の推進 (3) 地域活動における男女共同参画の推進 「誰もが参画しやすい環境を整える」について地域における男女共同参画の促進のため、平日の活動に参加するための職場の理解(外出等)を図るなどすれば、現役世代に活動してもらうことができるのではないか。	今後の取組の参考とさせていただきます。
20	－	「まち」、「社会」、「地域」が同じ意味で使われているのであれば、統一した方がよいのではないか。	主に、次により使い分けております。 ▶「まち」:市男女条例第1条「この条例は、(~中略~)もって男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。」とされており、「目指す姿」等条例を基にした言葉や、「まちづくり」の表現に使用。 ▶「社会」:国全体や制度、構造など大きな枠組み ▶「地域」:地方や生活圏など(社会の中の生活の場)